

盛岡市立巻堀小学校暖房設備保守点検業務委託 仕様書

受注者は、当該業務委託について、次に示す事項に従い、誠実にかつ遺漏のないよう業務を履行しなければならない。

1 業務内容

本業務は、履行場所に設置されている暖房装置の点検、調整、清掃等（以下「点検等」という。）及び保守を行う。

2 履行場所

盛岡市立巻堀小学校（盛岡市巻堀字巻堀 12-1）

3 点検等の実施項目

次に示す項目について実施するものとする。

	項 目	内 容
1	温水ボイラー（真空式）	缶体清掃、真空系統点検、バーナー整備試運転調整
2	温水ポンプ（ライン型）	異音、振動点検
3	ファンコンベクター（床置，天井）	フィルター清掃、運転調整
4	FFファンヒーター	フィルター清掃、運転調整
5	ヒートポンプパッケージ型空調機	フィルター清掃、ガス圧測定、運転調整

4 点検等を実施する時期

契約締結日の翌日から令和6年11月8日（金）までの間とし、1施設につき1回実施すること。

点検等の実施日については、あらかじめ学校長と打ち合わせの上、承諾のもとで行うこと。実施日時が決定した場合は、点検日程表を作成し、教育委員会事務局総務課に提出すること。

5 保守

点検等完了後、学校において機器に異状を認め受注者に通知した場合は、当該機器の点検・調整等を行うこととし、異状が回復しない場合においては、今後の措置について助言を行うものとする。

6 技術員等

対象機器について熟知した専門技術員をもって実施すること。また、必要な器具等については、受注者が用意すること。

7 報告書

点検等完了後、令和6年11月22日（金）までに点検等完了届を教育委員会事務局総務課へ提出し、検査を受けること。

また、点検等の結果について、保守点検報告書及び清掃作業の写真（清掃前・清掃後）を、各学校及び教育委員会事務局総務課に各一部ずつ提出すること。

保守業務完了後、速やかに業務完了届を教育委員会事務局総務課へ提出し、検査を受けること。

8 契約金額の支払い

契約金額の支払いは2回とし、点検等完了後及び保守業務完了後（業務委託完了後）にそれぞれ契約金額の1/2ずつ支払うものとする。ただし、等分した契約金額に端数が生じる場合の支払金額は、契約書上で定めることとする。